

「ひょうご健康的な食環境づくりプロジェクト」運営規約

令和6年8月9日制定

〔名称〕

第1条 本組織の名称を「ひょうご健康的な食環境づくりプロジェクト」とする。

〔組織の目的〕

第2条 本組織は、「食塩の過剰摂取」、「高齢期の低栄養」、「若年女性のやせ」、「偏った栄養バランス」等の栄養課題並びに「環境課題(気候変動、生態系等への取組等)」を重大な社会課題として捉え、産学官等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開し、県民の健康寿命の延伸と健康格差の改善を実現することを目的とする。

〔組織の活動〕

第3条 本組織は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 参画事業者による行動目標及び評価指標の設定支援
- (2) 参画事業者による事業の実施の支援
- (3) 食環境づくりに資するデータ整備等
- (4) 県民並びに事業者向けの情報発信
- (5) その他本組織の目的に資する活動

〔事務局〕

第4条 本組織の事務局は、兵庫県保健医療部健康増進課に置き、次の事務を行う。

- (1) 各種会議及び行事等の運営に係る事務
- (2) ウェブサイトの運営及び広報に係る事務
- (3) その他必要と認められる事項

〔参画事業者の資格〕

第5条 本組織の構成員である参画事業者は、次の各号のいずれかに該当する法人で、兵庫県内で事業を展開し、本組織の目的に賛同し、活動に参画することを希望するものとする。

- (1) 食品製造事業者
- (2) 食品流通事業者
- (3) 配食事業者（健康支援型配食サービス事業者）
- (4) メディア事業者

(5) その他事業者

〔参画の原則〕

第6条 参画事業者は、本組織が定める次の参画原則に同意し、活動を行う。

- (1) 栄養面を軸としつつ、環境面にも配慮した、産学官等連携による健康的で持続可能な食環境づくりに賛同する。
- (2) 第2条に示す栄養面・環境面の課題に対し、効果があると見込める有意義な取組目標を設定する。なお、「食塩の過剰摂取」または「高齢期の低栄養」にかかる取組目標を必ず設定する。(上記2目標とも設定することは差し支えない)
- (3) 表面的な取組にならない取組目標を設定する。
- (4) 取組目標は第5項報告に併せ年1回に限り変更可能とする。
- (5) 取組目標設定後、進捗状況を年1回報告する。
- (6) 取組目標及び進捗状況が原則公表されることに同意する。但し、現状値・目標値のみ非公開とすることを可能とする。
- (7) 本組織の取組推進を阻害しない。
- (8) 反社会的組織・活動に関わりがない。

〔参画の申請〕

第7条 本組織への参画を希望する事業者は、別に定める参画のための手引きに沿った取組目標を設定し、事務局の指定する方法により申請するものとする。

〔参画の登録〕

第8条 本組織への参画登録を希望する事業者は、運営会議による承諾を経て、登録完了する。

〔参画の標榜〕

第9条 参画事業者は、別に定める方式に従い、本組織の参画事業者であることを標榜することができる。

〔退会〕

第10条 参画事業者は、事務局に届け出ることにより、任意に登録を抹消することができる。

〔除名〕

第11条 参画事業者が次のいずれかに該当するに至り、改善要求に応じない場合は、運営会議の判断により当該参画事業者を退会させることができる。

- (1) 本規約その他の規則に違反したとき
- (2) その他の除名すべき正当な事由があるとき

〔会費〕

第 12 条 本組織の会費は、無料とする。

〔運営会議〕

第 13 条 本組織の運営のため、運営会議を置き、次の活動を行う。

- (1) 本組織に係る規約等の策定・改正
- (2) 本組織の目標の設定と評価に係る検討
- (3) その他必要と認められる事項
- (4) 必要に応じ議長が招集する
- (5) 運営会議の採決は、出席者の過半数の賛成により決する。

〔構成員〕

第 14 条 運営会議構成員は、参画事業者、学術関係者、職能団体等から事務局において選出する。

- (1) 会議に議長を置き、構成員の互選により選出する。
- (2) 必要に応じ、オブザーバーの出席を求めることができる。
- (3) 別に定める方式に従い、第 16 条部会を代表し構成員を選出する

〔任期〕

第 15 条 前条構成員は、年度(毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる)ごとに選出する。

〔部会〕

第 16 条 本組織の目的を達成するため運営会議の下に次の部会を置き、活動を推進する。
なお、必要に応じその他の部会を設置できるものとする。

- (1) 事業者連携部会
 - ア 参画事業者連携の推進のための、交流会、セミナーなどの企画・開催
 - イ その他必要と認められる事項

〔部会員〕

第 17 条 前条部会員は、参画事業者として登録される全ての事業者および参画を検討する事業者とする。

〔秘密保全義務〕

第 18 条 参画事業者ならびに運営会議構成員は、本組織に関連する活動を通じて得た秘密保全を要する情報を、許可なく第三者に提供してはならない。

〔個人情報保護〕

第 19 条 参画事業者ならびに運営会議構成員が、本組織に関連する活動において知り得た個人情報の取扱いについては、前条の規定を準用する。

〔規約変更〕

第 20 条 この規約を変更しようとするときは、運営会議において審議し承認を得なければならない。

〔補則〕

第 21 条 この規約に定めるもののほか、本組織の運営に必要な事項は、運営会議の承認を得て運営会議長が定める。

〔施行期日〕

第 22 条 この規約は令和 6 年 8 月 9 日から施行する。

〔招集の特例〕

第 23 条 この規約の施行の日以後、最初に開かれる運営会議は、第 13 条第 4 号の規定に関わらず、兵庫県保健医療部健康増進課長が招集する。